

## 開示実施手数料一覧

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については60円、A1判については110円）
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき130円（縦203mm、横254mmものについては、530円）に12枚までごとに750円を加えた額
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき300円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき70円（A3判については130円、A2判については250円、A1判については510円）
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203mm、横254mmものについては、440円）
四 スライド（九の項に該当するものを除く）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき400円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203mm、横254mmものについては、1500円）
五 録音テープ（九の項に該当するものを除く）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき300円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき600円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき300円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき700円
七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	0.5メガバイトまでにつき550円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ホ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき200円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
	ヘ 幅12.7mmのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき4000円に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ト 幅12.7mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1900円（日本工業規格X6135に適合するものについては2800円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ7200円、9800円又は16800円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	チ 幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1250円（日本工業規格X6142に適合するものについては2450円、国際規格15757に適合するものについては13400円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	リ 幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき980円（日本工業規格X6129、X6130又は6137に適合するものについてはそれぞれ2000円、4150円又は6000円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき400円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	3300円（16mm映画フィルムについては12300円、35mm映画フィルムについては14000円）に記録時間10分までごとに1550円（16mm映画フィルムについては3650円、35mm映画フィルムについては4450円）を加えた額
九 スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合に限る。）	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき700円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5200円（スライド20枚を超える場合にあっては、5200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）
備考 一の項ハ、二の項ハ又は七の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		